

「AKUBI 光」「AKUBI NET」「AKUBI Mobile」 通信事業譲渡のお知らせ

令和2年3月23日
あくびコミュニケーションズ株式会社
破産管財人 弁護士 佐長(さいき) 功

あくびコミュニケーションズについて、令和2年2月28日に破産手続(東京地方裁判所令和2年(フ)第1351号事件)が開始したことは、同日付のお知らせによりご報告申し上げたところです。
今般、あくびコミュニケーションズが「AKUBI 光」「AKUBI NET」「AKUBI Mobile」のサービス名称で営んでいる通信事業を、株式会社フォーバルテレコム(以下「フォーバルテレコム」といいます)に事業譲渡いたしますので、お知らせします(詳細については、お客様宛に個別にお送りした通知書面に記載しておりますので、それをご覧下さい)。

1 あくびコミュニケーションズの通信事業の現況

あくびコミュニケーションズは、お客様に対し「AKUBI 光」「AKUBI NET」「AKUBI Mobile」のサービス名称で通信サービスを提供して参りました。しかしながら、あくびコミュニケーションズの破産手続開始によって、サービスを継続することが困難となりましたので、破産管財人としては、近々、お客様へのサービスを停止せざるを得なくなることが予想されました。

そこで、破産手続開始以降、お客様には、新たな事業者への契約の変更を個別にお勧めして参りましたが、契約の変更には事業者の選択や新事業者との契約の締結等の手続が必要となることから、サービス停止までの間に、全てのお客様に変更手続を完了していただくことが困難であることが明らかになって参りました。

2 破産管財人による通信事業の譲渡と譲渡先

そこで、当職は、変更手続未了のままサービスが終了してしまうお客様の不利益を回避するためには、あくびコミュニケーションズの通信事業を新たな事業者に一括して承継させてサービスを継続することが望ましいと考え、検討を進めて参りました。

その結果、本件の破産裁判所である東京地方裁判所民事第20部の許可を得て、管財人とフォーバルテレコム(同社の企業情報の概要は以下のとおりです)との間で、あくびコミュニケーションズの通信事業を同社に譲渡する事業譲渡契約を締結し、令和2年4月1日を事業譲渡実行日として通信事業を譲渡し、フォーバルテレコムによりお客様へのサービスを継続することとしましたので、お伝えします。

会社名	株式会社フォーバルテレコム
株式市場	東京証券取引所 市場第二部(コード:9445)
代表者名	代表取締役社長 谷井 剛
資本金	5億42百万円(2019年3月末現在)単体
売上高	132億円(2019年3月末期)

フォーバルテレコムは、法人・個人向けの光回線接続サービス・プロバイダサービス・モバイル通信サービス他の事業を手広く展開する会社で、株式会社フォーバル(東京証券取引所市場第一部(コード:8275))グループの中核をなす同社連結子会社でもあります。

3 事業譲渡の概要、債権・債務の取扱、令和2年4月1日以降の利用料のお支払い

破産管財人とフォーバルテレコムとの間の事業譲渡の概要は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 譲渡対象事業 | 破産者が営む通信サービス事業 |
| ② 承継する契約 | 事業譲渡実行日において有効な
破産者と通信サービス事業の顧客との間の
「光回線接続サービス」「プロバイダサービス」「モバイル通信サービス」の提供に関する契約等 |
| ③ 承継する資産及び負債 | なし(但し、「モバイル通信サービス」で顧客に
貸与中のルータは譲渡の対象とします) |

本事業譲渡は、お客様に途切れることなく通信サービスを利用していただくことを目的として、お客様とあくびコミュニケーションズとの契約関係を一体として事業譲渡するものであり、**フォーバルテレコムは、事業譲渡実行日までの間にあくびコミュニケーションズ(破産管財人)とお客様との間に生じた債権・債務は一切承継致しません。**

お客様の中には、あくびコミュニケーションズに対して預り金返還請求権や過大請求返還請求権を有している方々がいる一方、本年1月以降譲渡実行日までの間の通信費用の請求や支払いが未了となっている方々等、**事業譲渡実行日において、あくびコミュニケーションズ(破産管財人)との間で債権・債務が残存しているお客様が多数存在しますが、これらについては、フォーバルテレコムに承継することなく、破産管財人である当職が詳細を調査の上、破産手続の中で債権・債務関係の処理を行うこととします。**

この結果、**これまでの契約形態・債権債務関係の如何にかかわらず、譲渡実行日である令和2年4月1日以降のサービス利用料については、全てのお客様について、月額利用料をフォーバルテレコム宛にお支払いいただくこととなりますので、ご留意下さい。**

令和2年4月1日以降お支払いいただく利用料は、従来の「AKUBI 光」「AKUBI NET」「AKUBI Mobile」月額利用料のうち、お客様毎に個別にご通知申し上げる定額利用料と従量制通話(「AKUBI 光」のみ)ご利用の場合の通話料です。その提供料金は従前の価格を踏襲しております。なお、あくびコミュニケーションズが提供しているオプションサービスは原則として3月31日をもって停止しますのでご留意下さい。

4 口座振替依頼・クレジットカード登録の取扱い及びコンビニ払いについて

ご利用代金のお支払いのために、お客様よりご提出頂いている口座振替依頼・クレジットカード登録は引き続き有効であり新たな手続は不要です。

令和2年4月1日以降の利用料も、従来の預金口座からの引落・クレジットカードで引き続きお支払いいただきます。

これまで、コンビニ払でお支払いいただいているお客様には、引き続きコンビニ払い用紙にてご請求申し上げますので、請求書記載の期限までにお支払い下さい。

4月1日からのご利用分に関するご請求(口座引落、クレジット売上計上及びコンビ

ニ払請求)は5月15日を予定しております。

5 フオーバルテレコムによるサービス継続を希望しないお客様について

令和2年4月1日以降のフオーバルテレコムによるサービス継続を希望しないお客様は、お客様に個別にお送りする通知書面に同封した「フオーバルテレコムによるサービス継続を希望しないお客様へ」と題する書面をご覧頂き、同封の「不同意通知書」に記載頂き、フオーバルテレコム宛にご返送下さい。この場合には、お客様への通信サービスは4月24日をもって停止します。事業者の変更手続は、上記書面に記載しております。

フオーバルテレコムによるサービス継続を希望するお客様については、「不同意通知書」の返送は不要です。「不同意通知書」のご返送がないことをもって、フオーバルテレコムによる光回線接続サービス契約の承継についてご同意いただいたものと見做します。

6 事業者変更承諾番号の発行を受けたが手続が完了していないお客様について

お客様への個別のご通知は、令和2年3月16日現在、「AKUBI 光」「AKUBI NET」「AKUBI Mobile」の契約があるお客様にお送りしております。契約のあるお客様には、「AKUBI 光」に関して既に事業者変更承諾番号を発行を受けているものの事業者変更の手続を取っておられないお客様や、事業者変更の手続を取ったけれども変更予定日が未到来の方を含んでおります。

つきましては、既にあくびコミュニケーションズより事業者変更承諾番号の発行を受けた「AKUBI 光」のお客様のうち、フオーバルテレコムからのサービスを受けることを希望しないお客様についても、お客様毎に個別にお送りする「フオーバルテレコムによるサービス継続を希望しないお客様へ」と題する書面をご覧頂き、ご対応をお願いします。

7 今後のお問い合わせ先及び債権・債務の取扱い。

お客様にはご不便・お手間をお掛けしますが、ご理解の上、何卒、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

なお、事業譲渡日（または通信サービス停止時）までの間に生じたお客様とあくびコミュニケーションズ（破産管財人）との間の債権・債務関係については、破産管財人である当職が破産手続の中で精査のうえ処理することと致します。債権債務の金額及び取扱いは、破産管財人が別途書面にてご通知申し上げますので、お待ち頂きたく存じます。

本通知について、お問い合わせ・ご質問等がある場合には、下記までご連絡をいただきたくお願い申し上げます。

あくびコミュニケーションズ破産管財人問合せセンター
電話 0120-941-916 営業時間 月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
(回線数が限られておりますので、話し中の場合には再度お掛け直し下さい。)

株式会社フオーバルテレコム オアシスお問い合わせセンター
電話 050-3085-2248 営業時間 平日午前10時～午後5時
(お客様とあくびコミュニケーションズとの間の債権・債務及びその取扱いについて、本コールセンターにお問い合わせ頂いても回答できません。これについては、管財人からの別途の通知をお待ち下さい。)

以上